

<報道発表資料>

〈環境省、群馬県同時発表〉

令和3年12月7日

養鶏場における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う野鳥監視重点区域の指定について

令和3年12月7日、美里町の養鶏場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。これに伴い環境省が、発生農場の周辺半径10km圏内を野鳥監視重点区域に指定したので、区域内の野鳥の監視を強化します。

1 主な経緯

- 12月6日（月）・児玉郡美里町の養鶏場において、飼養鶏の異常（まとまって死亡）がみられたことから、当該農場から県に通報があり、簡易検査の結果、A型鳥インフルエンザ（※1）陽性と判明
- 12月7日（火）・遺伝子（PCR）検査を実施した結果、H5亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認（※2）

※1 A型鳥インフルエンザ：病原性が高いものも低いものも含まれ、野鳥が保有

※2 <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0908/news/page/2021120701.html>

2 今後の対応

- ・環境省が指定した野鳥監視重点区域内において、野鳥の監視を強化するとともに、野鳥でのウイルスの感染範囲の状況把握、感染源の推定や更なる感染拡大を防止するための基礎情報を得ることを目的とした緊急調査（鳥類調査、死亡野鳥調査等）を実施する。
- ・区域内の市町村を通して、周辺住民への情報提供及び野鳥の接し方についての注意喚起を行う。
- ・野鳥監視重点区域該当市町村（美里町以外の市町は一部区域のみ）
本庄市、深谷市、長瀨町、美里町、神川町、上里町、寄居町

3 留意事項

- ・鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除き、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活において、鳥の糞便等に触れた場合には、手洗いとうがいをいただければ、過度に心配する必要はありません。
- ・同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合は、発見場所の住所地を管轄する環境管理事務所へ御連絡ください。
(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0508/tyouzyu/toriinfuru.html>)
- ・なお、現場周辺での取材については、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、現に慎むようお願いいたします。

<参考情報>

- 環境省ホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)

- 野鳥との接し方について

(https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf)

<問合せ先>

- 野鳥に関すること

環境部みどり自然課 野生生物担当

電話 048-830-3143

- 家きんに関すること

農林部畜産安全課 家畜衛生担当

電話 048-830-4175